

建築基準法第43条第2項第1号認定基準の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	建築基準法第43条第2項第1号認定基準の一部改正
政策等の案の公表の日	令和6年3月15日（金）
意見提出期間	令和6年3月15日（金）から令和6年4月15日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、建築指導課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	3件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	2件
C	今後の検討のために参考とするもの	0件
D	その他（質問など）	1件

〈具体的な内容〉

(1) 質問に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	「近年のマンション建築に伴って生まれた、長期間構造物の作られないことが定まった公開空地」は実質的に接道の要件を代替するか。	D	公開空地は、「容積率等の特例」のための建築物の敷地であり、適用できません。
2	「国有地など公的所有の畦畔地、暗渠などの赤道、青地」は実質的に接道の要件を代替するか。	B	建築物要件に適合し、敷地から建築基準法上の道路まで連続して幅員4m以上で、一般の用に供され、通行上支障のない構造であれば、建築基準法第43条第2項第1号空地として適用できます。
3	「宗教法人所有などで原則売却されない土地で現状公共利用されている部分」は実質的に接道の要件を代替するか。	B	具体的な相談の上での判断となりますが、建築物要件に適合し、道路位置指定の基準に適合する道で、関係者等から将来にわたっての通行承諾があれば、建築基準法第43条第2項第1号空地として適用できる場合もあります。 なお、建築基準法第42条第1項第3号又は同条第2項道路に指定されている場所もあります。